

近世における日本の北方政策とロシア

Japan's northern policy with Russia in Pre-modern period

邢 永 鳳*

Yongfeng Xing

摘要

十八世纪后半期至十九世纪前半期，亚洲各国之间的关系没有发生基本的变化，也没有出现国家权力的更替。但是，欧洲各国之间的关系产生了很大的变化，欧洲局势的变化波及到日本。从十九世纪初期，俄国南下要求与日本通商，之后的几十年里，俄国多次接近北方日本，进而发展到袭击日本的虾夷之地。从最初的通商要求到对虾夷地的攻击，俄国对日本的交涉方式逐步升级。

在这种形势之下，如果虾夷地的阿伊努民族与俄国人产生联系，虾夷地被俄国占领，那么日本将受到很大的威胁；如果将虾夷地交给松前藩管理，那阿伊努民族可能会臣服于俄国。幕府为了应对俄国的南下，一方面加强了海防，另一方面，对北方的虾夷地采取了一系列的方针政策。这就是日本的北方政策。幕府于1807年开始将虾夷地进行直接管辖。另外，幕府认为教化虾夷地的阿伊努人可以保证虾夷地的安全和稳定。对幕府而言，北方政策是应对俄国的外来干涉这一国家级危机的重要举措。从幕府北方政策的变化我们可以看出，俄国的关系是影响幕府北方政策的最大因素。

はじめに

一八世紀後半から一九世紀前半にかけて、アジア諸国との間では、力関係に基本的な変化ではなく、国家権力の交代も見られなかった。しかし、日本を取り巻く国際環境は、アジアの安定と対照的に、ヨーロッパ諸国との間に大きな力関係の転換が起こっており、その勢いが、安定した日本の对外関係をも次第に揺さぶり、打撃を与えるようになってきたのである。このような情勢の中で、日本の对外関係は幕府の力で制御できなくなり、国際変動の影響が国内変動にも及んで来るようになった^{*1}。

一七世紀ヨーロッパとの関係では、日本はオランダとしか関係を持っていなかったが、一九世紀初めにロシアが南下してきて、日本

に通商を要求し、またその後、イギリスの圧力など相次いで日本に影響が及んできた。その関係で日本の外国との交渉は、オランダからロシア、ロシアからイギリスなどへと広がつていった。

本論文では、新しい国際環境の中で、変化が見られた日本の对外関係を明らかにしたい。すなわち、ロシアの南下政策に対応するため、日本はどのような北方政策を取っていたのか、ロシアとどのように交渉したかなどを考察する。

一 ロシアの南下と日本

ロシアが日本に関心を示すようになったのは、一七世紀の後半からのことであった。そ

* 山東大学外国语学院 (School of Foreign Languages, Shandong University)

のきっかけはロシアの東進である。一五八一年にロシアはシベリアに侵入し、一六五〇年に中国の黒竜江に達し、中国と度々戦争をした。そして、一六七五年二月、中国との国境及び通商問題について交渉するため、スパハリ大使が北京に派遣された。中国と交渉するほかに、中国で日本情報を収集することが、スパハリのもう一つの任務であった。中国からおよそ七〇〇キロ東方の海上に日本という非常に大きな島があり、その富源中国よりも大きく、金銀その他の財宝を産する。住民の習慣や文字は中国と同じであるが、性質は剽悍で多くのジェスイット教徒を処刑している^{*2}との情報を、スパハリはロシアにもたらした。

日本に関するこのような情報をもっていたロシアは、一六八九年、中国とネルチンスク条約を締結し、中国との関係は安定し、東進の方向を一旦北に向かた。ベーリング海峡に達したのち、千島列島にそって南下した。当時ロシアの治世にあたったピョートル大帝は、日本の漂流民を招いて首都で日本語学校を開設し、後にその規模を拡大しつづけた。後述する日本への使節団の通事は、日本からの漂流民の子孫であろうと思われる^{*3}。

一方、日本の文書類に記載されたロシアの

日本への渡航は、一七三九年のことである。

按するに、(ロシアは) いにしへ本邦に渡来せず、元文四年（一七三九）はしめて安房国、陸奥国の海濱に著岸す、(中略) 按 倭羅斯船之到我邦邊、實以是年為鼻祖^{*4}。

その後、ロシアは日本と通商するために、度々蝦夷地へ接近していた。その状況は表一のとおりである。

ロシア人の極東進出の目的には、中国や日本などアジア諸国との通商によって市場を獲得し、また極東の低開発地域に入って、植民地政策を強行しようとする狙いがあったと思われる^{*5}。

一七九二年、ラクスマンがロシア国の使節として漂流民大黒屋光太夫を連れて根室に来た。これはロシアと日本との公式交渉の始まりである。ラクスマンはロシアの国書を持って、日本との通商協定や、漂流民の大黒屋光太夫を江戸で役人に渡すことなどを要求した。ロシアの要求に対して、一七九三（寛政五）年に、幕府は「異国人に被諭御國法書」で対応した。その内容はつぎのようである。

兼て通信なき異国の船、日本の地に来る時は或は召捕又は海上にて打払ふ事、い

表一 ロシアの蝦夷地への接近及び日本の対応

年月日	ロシアの要求	日本の対応
安永七年 (一七七八)	船二艘、蝦夷地ノツカマブに渡來 松前氏の藩吏に書簡及び 方物を呈し通商要求をした。	松前藩は 本邦交易の事は 長崎に限り、他の海岸は 厳禁なるむねを諭し、 呈書オヨヒ方物を返し。
天明六年 (一七八六)	赤人の船東海より乗廻り、 松前と南部津軽の瀬戸を 西海に走せ出て、 江良町村の沖に船繋りす、 蝦夷人に餅、酒などの物を与える。	日本側は一ヶ月後 蝦夷人に「紙、木材等は 本国へ送らん事を願ふ、(中略) 我国何望他邦交易乎」と
寛政元年 (一七八九)	倭羅斯船一艘到加利佛脱 (カラフト) 海、与夷人一小刀、 与一夷奇器（阿蘭陀火打）。	日本側の対応不明

（「魯西亞國部」一、「通航一覽」第七卷、84、87、89頁より作成）

にしへより国法にして、今も其掟にたかふことなし、假令我国より漂流したる人を送り来るといふとも、長崎の外の湊にしては上陸のことをゆるさす。又異国の船漂流し来るは、兼てより通信ある國のものにても、長崎の湊より、紅毛船をして其本国にをくりかへさしむ、されとも我國法にさまたけあるは、猶と、めてかへさす、亦國初より通信なき國よりして、漂流し来るは、船は打くたき、人を永くと、めてかへすとこなく、しかれとも遙に我國の人を送り来る所の勞をもおもひ、且は我國の法をもいまた不辨によりて、此度は其儘かへす事をゆるさるゝ⁶。

ここで分かるように、幕府のロシア使節に対する対応は強硬なものであった。ロシアの国書を受け取らない、ラクスマンの江戸行の要求を拒否する。漂流人の受け取りは長崎以外では行わない。しかし、幕府はロシアとの戦争を回避するため、ロシアの通交要求に対し「異国人に被諭御国法書」の中で、次のように言った。

長崎湊に来るとも、一船一紙の信牌なくしては通ることかたかるへし、また通信通商の事定置たる外、猥にゆるしかたき事なれとも、猶望むことあらは、長崎にいたりて、其所の沙汰にまかすべし⁷。

ロシアとの通交が不可能であることを強調しながら、長崎への信牌を授与したのである。それと同時に、次のようにロシア使節に言い渡した。

爾等に喻す旨を承諾し、長崎にいたらんとす。抑切支丹の教は我國の大禁なり。其像および器物書冊等をも持渡事なかれ。必害せらるる事あらん。此旨よく格遵して長崎に至り、此子細を告訴すべし。猶研究して上陸をゆるすべきなり。夫れが為に此一張を与ふる事しかり⁸。

日本の信牌を持てば、日本との交易はきっとできるとラクスマンは信じていた。しかしその後、ロシアは直ちに日本との交易交渉に踏み込まなかった。ロシア国内事情にもよるが、一七九九（寛政一一）年、ロシアはロシヤーアメリカ会社を設立したこと、北緯五五度より北のアメリカ北西岸、アレウト列島・千島における資源の開発、土地の占領、近隣諸国との交易などの特権を得た。この北太平洋の植民地に食料及び造船用資材その他を送り届けるために、また、極東にある植民地の安全のために、日本との交易が益々重要になった。このような情勢の中で、一八〇三（享和三）年七月二六日に、レザノフがロシアの使節として、世界周航船に乗ってロシアを出航し、一八〇四（文化元）年一〇月八日に、日本漂流民四人を連れて、長崎に入航し、通商を要求した。レザノフは、ロシアの国書を幕府に渡した。その国書は次のような内容である。

我祖国土を治めしより国王ペウトルを第一として、女王カタリイナを第二とす、此二代に至り我國を張業し、その末阿蘭陀、フランス国、エゲレス国、イタリヤ国、イスパンヤ国、ドイツ国、其外国々戦争差發り候得共、我國の計ひを以て国相静め、諸邦に義を顯し、歐羅巴の諸州太平に及し、然るに貴國の儀は、本邦より懸隔なりといへとも、属國の地方不遠に、是迄信を通し候儀無御座候得共、向後之儀は格別信義を結び申度所望奉存候⁹。

ロシアがヨーロッパにおいて強い立場にあることを強調し、日本との通交を望んでいることが明らかである。それに、レザノフが長崎に通交要求に来た理由の一つは、一七九二（寛政四）年にラクスマンが松前に来たとき、長崎で信牌をもらったことがある。

一二ヶ年以前自國より船を仕出し連渡り

候、其節之役方の者共格別御手厚御取扱被仰付、其上我国の船、再び貴國へ乗渡においては、長崎之津に至るへく信牌を下し玉はり、感謝無量の仕合御座候、右礼謝のため今使節を以て、(中略)交易之道を開き申度^{*10}。

ロシアから見れば、一二年前の信牌は交易を許すという証しであると考えたからこそ、信牌を持って交易要求に来たのである。しかし幕府は、この度の使節に対し厳しい対応をした。ロシア人及び日本人漂流民の上陸を認めず、臨時に立てられた場所に居住させ、厳しい監視の下での幽囚生活を送らせた。彼らと外部との交通は遮断され、六ヶ月待たされたあげく、結局信牌は取り上げられ、日本との交易要求は全部拒否された。このような結果になったのは、後述する幕府の鎖国政策とも関係がある。

日本に拒否されたロシア側のショックは、当時の提督であるクルーゼンシュテルンの『世界周航記』から伺うことができる。

充分の理由をもって多くの期待をかけられていた使節派遣は、かくして終わったのであった。われらは、ただになんら新

しき利を得なかつたのみならず、従来われらの所有していたところも失つたのであつた。すなわち、先年ラックスマンの得たる文書によれば、長崎を訪問することが許されていたのに、いまやこのことも失われた。かくしていまや将来永久にわたつて日本とロシアとの交際は絶たれたのである^{*11}。

日本に拒否されたレザノフは、ロシア皇帝に武力行使での日本との通商打開計画を進言したが、許可を得られなかつた。幕府に対する報復措置として、レザノフおよびその部下が、その後頻繁に日本の蝦夷地を襲撃するようになり、日本人はロシアの脅威を感じるようになった。その状況は表二のとおりである。

一八〇六（文化三）～一八〇七（文化四）年、ロシアのカラフト・エトロフ・ソウヤ襲撃は、近世の日本人にとって、未曾有の外国人による攻撃であった。特に、幕府直轄のエトロフ島ではロシアの攻撃を受けて、箱館奉行所の調役下役戸田又太夫が自殺した。この事実は、幕府の箱館奉行所の人に大きな衝撃を与えた。当時の状況について、奉行所の役人は次のように書状を記した。

表二 ロシアの蝦夷地襲撃事件

年月	場所	勢 力	襲撃状況	日本の対応
1806年9月	カラフト	50人	番人4人連行	
1806年10月	カラフト	80人	鉄砲を打つ、米・酒を奪う、樺太の占領宣言として銅板を置く、放火、番人連行	
1807年4月	エトロフ	60人	放火、5人連行	陣屋に屯し、防衛の備をなす
1807年4月	エトロフ	700人	戦争をしかける、鉄砲を打つ、米・酒を奪う、放火、役人連行	箱館奉行支配人、津軽両氏の数人防戦、敗退し、箱館奉行支配人下役元締戸田又太夫自害
1807年5月	エトロフ	船2艘	番人7人、蝦夷人250人連行、放火	500人が大筒、中筒などを用いて抵抗
1807年6月	ソウヤ		連行した8人を返し通商状を持ってきて、許容しないと、来春大軍を派遣と言い渡し	

（「蝦夷地乱妨始末」『露西亞國部』十四、十五、十六、『通航一覧』第七卷、289-320頁より作成）

日本開而以来他国之人ニ負たる事なき國也、然処此度エトロフ之大敗残念不過之候、元来ウツカリヒヨントシタ人斗三人行居候俟、如此不埒之致方而已、日本國之大恥也、何ツカ此恥雪事哉あるヘキ、誠に残念至極ニ御座候^{*12}。

エトロフでの「大敗」は、日本はじめての敗北事件であり、このような事件は日本國の大恥であると認識している。この事件が国内の人々に深刻に受け止められ、この事件に関する様々な風聞が全国的に流れていた。この事件は人々の間に強い恐怖感、不安感、そして危機感を生み出し、その中には、幕府の対応を批判する情報も流れている^{*13}。幕府はエトロフ事件後、近藤重蔵らを蝦夷地巡見使として派遣した。この巡見使派遣についても様々な風聞が流れた。幕府はこれを懸念して、蝦夷地に来ているロシア船に関する情報の伝達を禁止するようになった。

去る頃、蝦夷地唐太沖合に異国船到着候に付、夫夫御役人為御見分被相越候に付、町々において無益の雑談・種々風説致し候旨相聞候、以後聊不寄何事彼地之噂咄等決而いたす間敷候事、昨日根岸肥前守様（鎮衛、町奉行）、喜多村彦右衛門へ被仰渡候間、名主名主へ急度可被咄置候^{*14}。

最初の通商要求から、蝦夷地襲撃を経て、ロシアの日本に対する交渉の仕方はますますエスカレートした。幕府はロシアの南下対策として、箱館奉行の防備を強化する一方、北方の蝦夷地に対して、一連の政策を取るようになった。

二 北方（蝦夷地）政策と日露交渉

ロシアが元文年間に日本に接近するまで、幕府はロシアに関する知識をほとんど持ち合わせていなかった。一七三六年のロシア来航

に対して、「是年詔沿海之地嚴海防」^{*15}という一片の海防令を出したことにとどまり、それ以上の対応をしなかった。しかし、ロシアの千島列島南下という国際情勢の変化に対して、当時の知識人たちの間で、ロシア・西洋各国への関心が高まり、とりわけ蝦夷地に対しては、未曾有の関心を呼び、彼らはその情報を収集することに努めた。

一七八三年、仙台藩医工藤平助は『赤蝦夷風説考』を著し、当時世に知られていないロシアに関する新しい情報を伝えた。工藤は紀州藩医の子で、一七三四年に生まれて仙台藩医工藤丈庵の養子になった。彼は海防・交易問題に关心を持ち、長崎にいたオランダ通事の吉雄耕牛、蘭学者の前野良沢、林子平などと親交があった。ロシアの南下に対して、オランダ商館から、「日本え対して陰謀ある」^{*16}との噂が世に流れていたが、これに対して、工藤は違う見解を持っていた。ロシア南下の目的について、彼は次のように述べている。

我考ふるに、日本の金銀多き事を知る故、（ロシア）何卒交易したき心のある也。尤阿蘭陀は日本と交易するゆへに、国家次第に豊になる事を見聞する故、かたがた是非交易を「ヲロシヤ」の徳用にしたき下心ある事を、「ヲランダ」にて知る故に、万一其通りになりては、「ヲランダ」国の衰微に及事故、何とぞ此後共に日本と「ヲロシヤ」と通路なき様にと念願して、種々の雑説を申しふらすかとおもはるゝ也^{*17}。

しかしながら、大国ロシアの勢力が蝦夷地の近くに来ている以上、簡単に打ち捨てることができないとも論じた。

かくのごとき大国になりては、一通りの御要害を申すにも、いづれの国よりも恐ろしき国なるに、いかなる模様なることもしらず打捨て置くに、ヲロシヤにては

日本人を撫育して、語音までをよくしり、ハン・ベンゴロが輩、海上をのり廻して我国の地勢をも見届などするに、何事をくはたつるのも夢にもしらず打捨ておくべき事にはあらぬ事なり。これにより、ねがわくは、細吟味これあり、いよいよもって、この考の通相違無き事ならば一通り通路ありてよろしき事なり¹⁸。

ロシアはどの国よりも恐ろしい大国である、それに、日本の事をよく知っている。このようなロシアに対して、日本は通交すべきと工藤は論じている。

(蝦夷地) をこのまゝにすておきて『カムサスカ』のもの共ゑぞ地と一所になれば、蝦夷も『ヲロシヤ』の下知に附従ふゆへ、もはや我国の支配はうけまじ¹⁹。

工藤はロシアと蝦夷との頻繁な接触やロシアへ親近感を抱くようなことなどがあれば、日本が蝦夷地を支配し難くなるであろうことを懸念している。工藤のほかに、林子平が『三国通覧図説』、本多利明が『赤夷動靜』などを著し、蘭学者の間で、反響を起こしたばかりか、幕政にも大きな影響を与えた。特に、仙台藩医工藤平助が著した『赤蝦夷風説考』は後に老中田沼に献上された。北方問題の重要性、蝦夷地開発とロシアとの通商などの主張が田沼に受け入れられ、天明五年（一七八五）から翌年にかけて、田沼意次の命令で蝦夷地調査が実施された、いわゆる「天明蝦夷地見分」である。この蝦夷地見分は、幕府による本格的な調査のはじまりであった。廻船二艘、御普請役を初めとする一〇人以上の調査員で、東蝦夷地、西蝦夷地をそれぞれ調査した。

この調査は、ロシアとの交易の可能性を探る目的で計画された。その原因は幕府がロシアの南下に刺激されたこと、また、「『ヲロシヤ』との交易の事おこらば、この力を以て

開発有度事なり」²⁰という蝦夷地開発策に触発されたことである。また、工藤平助は『赤蝦夷風説考』で、ロシアとの関係をつぎのようにすべきだと指摘している。

ヲロシヤの大國なるを恐れて、通路せぬといふ理なし。しらべなければ、しろしめされぬは理也。しらべなきは安心ならざる事也、(中略) 交易有れば其向の人情も知れ、風土も知る故、夫に向て手当もあるべし²¹。

交易すればこそ、相手のことを分かることができ、それによって、手当ができるという工藤平助の指摘はそのとおりであろう。田沼の蝦夷地政策は、蝦夷地を開発して、ロシアと交易するところにあると考えられる²²。しかし、十代將軍家治が逝去し、蝦夷地開発を推し進めようとする田沼が失脚し、この調査は中止になった。しかし、この「天明蝦夷地見分」で分かった蝦夷地の状況は、幕府にとって、大きな意義があった。ロシアが蝦夷地に迫っていることで、蝦夷地をそのまま放置していると、どのようになるか分からない危険な状況にあるという実情が幕府に伝わり、以後の蝦夷地幕領化政策は、この「天明蝦夷地見分」の知識に基づいたものであったといえよう。

一七八七年、松平定信が幕政を担当する。彼は蝦夷地に対して開発するのではなく、未開発のままにしておくことこそ、ロシア人南下を阻止する最良の手段であると考えていた。

此蝦夷てふ国は、いといたうひろければ、世々の人米穀などうへてその国をひらくべしなどいふものことに多かりけれど、天のその地を開き給はざること難有けれ。いま蝦夷に米穀などおしへ侍らば、極て邊害をひらくべし。ことにおそるべき事なりと建議してその義は止にけり²³。

松平定信は蝦夷開発論を取り消し、そのま

まにしておくことを主張した。当時、松平定信を中心とする寛政期の幕閣は、対外危機に一定の認識を持っていたが、蝦夷地策は、このような方法でロシアに対応できると考えていた。

ところが、寛政元年五月五日（一七八九）、クナシリ・メナシ島の蝦夷人が反乱し、和人七〇人を殺傷する事件があった。その背後にロシア人が介入しているという風聞が伝わった。この事件は松前藩の手で処理されたが、事件後、幕府は一七九一年辺境調査と蝦夷人救済のためのいわゆる「御救済貿易」のため、普請役最上徳内を再び蝦夷地に派遣した。最上徳内の報告で、松前藩の不正及びロシア南下の事実がもっとリアルになった。

松前家の禁制の所品を尋ねるに、皆仁愛に背たる法度のみなり、文字を教示する事、日本言葉を教ゆる事、器財も酒宴に用る物の外何にても渡す事、穀類の種物を渡す事、都て人間道に入ることども禁制なれども、前章の如く近年ヲロシヤ國の土人赤人と唱ふる者多く涉海し、彼国の法令を示し撫育教導するゆへ、土人等大に尊信伏従し、彼國の風俗に化し、天守教に似たる仏法も教示し、十文字柱を建て、彼國の文字を以て経文を彫附て朝夕に拝礼をし、唱事、呪事を習ひて多くヲロシヤ國の風俗となれり²⁴。

このような蝦夷地の現状に対して、幕府はその防備の重要性を感じたに違いない。

蝦夷地は山丹満州ヲロシヤ之国々ニ接し、コトニ大切之所成るニ、今までその御備なきこそふしななれ²⁵。

かくして、蝦夷地をそのまま放置することは不可能となった。また、定信時代には北辺を警備する必要を認める時に、幕府にとって本格的に海防政策を取る必要性を痛感させる事件がおこった。前述した一七九二年、ラク

スマンの根室来航事件である。

一七九二年、ラクスマンがロシア国の使節として漂流民大黒屋光太夫を連れて根室に来た。日本との通商協定や、漂流民の大黒屋光太夫を江戸で役人に渡すことなど要求した。ロシアの要求に対して、前述したように、幕府は「異国人に被諭御国法書」で対応した。

ここで幕府は、「国法」をもってロシアに対処した。しかも、この対応はロシアだけに対する個別的なものではなく、諸外国に適用する日本の「いにしえより国法」であることを宣言した。ここで、幕府は対外関係および対外交渉において、始めて「国法」という理念で対応した。ある意味で、一七九三年のロシアへの対応は日本において、その対外関係を明確化、定式化する始まりであった。

一七九三年（寛政五）松平定信の退任で、松平信明が老中になり、しばらく「海防猶予」を実施したが、一七九六年、ブロートン指揮のイギリス船が東蝦夷地の虻田に入港した、この船は乗組員一〇〇人以上、砲數十門を持っていた。一七九七年七月、イギリス探検船が絵鞆に来航するという事件があり、幕府は異国船蝦夷地来航によってその対策を迫られ、一七九八年に一八〇人の蝦夷地巡見使を派遣した。

魯細亞ハ七八十年來漸強大にして、我蝦夷地方二十余嶋を取り広め、追々ハ松前表江も取掛り可申勢²⁶。

巡見使の一人である近藤重蔵の報告であるが、彼はロシアの南下に対して強い警戒感を示していた。特にロシア人は千島列島に南下し定住している。ロシア人とアイヌ人との関係に、特に注意を払った。

近年已來異國船諸方浦々江渡來津仕り候儀、及數十度候上、去卯年ウルップ嶋江渡來、今以て越年仕り罷り在り、殊に其所為を考候ヘハ全く緩久之計を以蝦夷を

手懐ケ候後、其所領之属嶋ヨリ相進候手段と相見申候^{*27}。

ロシアはアイヌ人に対して懷柔政策をとり、また引き続き南下政策をとっていた。この情勢は幕府にとって、坐視できない状況であつただろう。さらに「ロシア等之国々ハ決して合戦を不致只々仁を仮り、惠を似せて人をなつけ」^{*28}ともいう。幕府はこのことを危機視していたことが分かる。その対策として、一七九九年（寛政十一）東蝦夷地を上知した。

彼嶋未開之地ニ有之、夷人共衣食住之三も不相整、人倫之道も弁へざる儀、不便之次第二付、此度御役人被遣、御徳化及び教育をたれ、漸々日本之風俗ニ帰し、厚く服従致し、万々一外国より懐け候事など有之候とも、心底不動様存込セ候儀御趣意之第一ニ候得共^{*29}。

蝦夷地を上知し、蝦夷人を教化するのは、「外国」に取り込まれないことがその第一の理由と目的である。蝦夷地を上知して幕領化するのは、ロシアの南下やアイヌ人に対するロシアの懷柔策などを危機視していたので、その対応策の一つであろう。それと同時に、蝦夷地御用掛を任命し、南部・津軽両藩に対し、兵五〇〇人ずつの蝦夷地派遣を命じた。これも幕府のロシア南下に対する対策であった。

田沼時代には蝦夷地開発策を打ち出し、一七八五年、蝦夷地調査が行われたが、田沼の失脚によって、この政策は中止された。一七九一年、松平定信が蝦夷地調査団を派遣したことを見て、一七九九年、幕府は東蝦夷地と千島を七カ年仮直轄地にし、一八〇二年、東蝦夷地を永久上知した。一八〇七年（文化四）年には、東、西蝦夷地を上知した。

幕府の一連の蝦夷地政策は、ロシア南下に刺激されたものであり、旧来の「四つの口」という海禁体制が統制しきれなくなったことを証明したものである。

三 幕府の海防策と「鎖国」祖法の創出

一七九二（寛政四）年のラクスマンの来日は、幕府にとって、対外危機認識の始まりであった。ロシアに対して、幕府は、「いにしへより国法」で対応しようとしていた。しかし、国内政策では、『海国兵談』を著し、ロシアの南下を対外的な危機として把握し、軍事的な対応の必要性を強調した林子平を処罰しながら、林子平の警告を無視できなかった。幕府は前述した最上徳内を蝦夷地へ派遣する一方、異国船の紀州渡来や長門・石見沖航行をきっかけに、海防策を打ち出した。一七九二年、異国船の取り扱い方について、各大名に指示を与えた。一七九三年、海防は「永久之備」であると通達し、海防への大名の動員をはかった。

松平定信が江戸湾の無防備状態に対して、強い危機感を持ったのは、ラクスマンの江戸行の要求によるものにほかならない。このことについて、定信は次のように述べている。

赤人直に江戸へ来るべしといふは、江戸の入海の事なり。房相二總豆州は小給所多く、城などいふものも少なく海よりのり入れば永代橋のほとりまでは外国之船とても入り来るべし。さればこのときには至りては、咽喉を不経してたゞに腹中に入るともいふべし^{*30}。

その対策として、幕府は、江戸の防衛のため江戸湾周辺の海岸防備に着手した。一七九三年、勘定奉行と目付が伊豆から房総半島を視察し、海防のための奉行所九カ所を新設すべしとの報告書に接して、異例にも定信自ら視察し、外国軍の進攻を想定した防備施設として伊豆に四カ所、相模二カ所の奉行所新設を提案した。

房総相豆の海は殊に江戸咽喉之地、これ

よてかゝり之有司其旨をふくみて巡見して、御備のあるべき地理を見分してかへりぬ。そのとき予にも巡見せよと、そのかゝりのものいふ也。もとより上旨も在なれば、つゐに寛政五年三月十八日江戸をたち行、それぞれ御備の場所巡見せしなり^{*31}。

幕府は江戸湾の防備体制を構想し、ロシアの南下による危機に軍事的に対応する政策を提起した。ロシア使節ラクスマンの来航は、幕府にとって、本格的危機意識のはじまりであり、危機に対する対応策は深刻に認識されるようになった。幕府の蝦夷地政策も、江戸周辺の海防衛もその対応策である。

藤田覚が指摘したとおり、対外的な危機という日本存亡に関わる課題を前にして、定信の実施した江戸防備政策は、幕府の安全の優先であった^{*32}。しかし、日本の危機は、それで解決したわけではなかった。一九世紀に入り、日本は再びロシアから通商交易要求を迫られる状況になった。一八〇四年（文化元年）、ロシア使節レザノフは一七九二年幕府から与えられた信牌を持って再び長崎に来航し、通商要求をした。幕府はロシアの通商要求に対して、次のように答えた。

我国昔より海外に通問する諸国不少といへとも、事便宜にあらざるか故に、厳禁を設く、我国の商戸外国に往事をとゝめ、外国の買船もまたもやすく我国に来る事を許さず、強て来る海舶ありといへとも、固く退けていれす、唯唐山、朝鮮、琉球、紅毛の往来することは、互市の利を必とするにあらず、來ることの久しき素より其謂れあるを以なり、其国の如きは、昔よりいまた曾て信を通せし事なし、（中略）然りといへとも望み乞所の通信商の事は、重く爰に議すべからるもの也、我国海外の諸国と通商と通問せざること

既に久し、隣誼を外国に修むる事をしらざるにあらず、その風土を異にして、事情におけるもまた懽心を結ぶにたらず、徒に行李を煩わしむる故を以て絶て通せず、是我国暦世封疆を守るの常法なり、爭か其国一价の故をもつて、朝廷歴世の法を変すべけんや（中略）朝廷の意かくの如し、再来る事を費すことなかれ^{*33}。

レザノフへの答えでは、日本が関係を持っている国は「唐山・朝鮮・琉球・紅毛」であり、それ以外の国と新たに通商・通信関係を結ぶのは、歴世の常法に違反していると説明している。十二年前のラクスマン来航時の幕府の対応と今回の対応には、連続性のあることがここで分かる。その共通点は、通信・通商関係の国はすでに国法で決められているもので、それ以外の国と通商関係を結ぶのは国法、祖法に違反するものである。それを理由にし、一八〇八（文化五）年幕府は、ロシア船に対して次のような打ち払い令を出した。

魯西亞船取計方之儀に付、去寅年相達候旨有之候処、其後蝦夷之島々江來り狼籍に及び候上は、向後何れの浦方にても、おろしや船と見請候はゝ、嚴重に打払ひ、近付候においては召捕又は打捨、時宜に應し可申は勿論之事に候、万一難船漂着にまきれ無之、船具等も損し候程之儀に候はゝ、其処に留手当いたし置、可被相伺候、畢竟おろしや人不埒之次第に付、取計方厳しく致し候わけに候条、油断なく可被申付候。右之通、万石以上以下海辺に領分有之面々江、不洩様可被相触候^{*34}。

ロシアの船に対して、漂着船以外の船なら、どの浦でも厳しく打ち払い、召捕の措置を取る幕府の姿勢である。いわゆる日本の鎖国が祖法であることが、ここで幕府の対外交渉の基本理念になったことを示している。

その後、ロシアが蝦夷地襲撃に踏み込んだ

時期もあり、一八一一年（文化八年）ロシアのスループ鑑がゴローニン少佐を艦長として、オホーツク海沿岸測量のため、エトロフ島にて薪水・食料補給のため上陸したが、日本側に逮捕され、一八一二年、ロシア船長リコルドはクナシリ島の海上で高田屋嘉兵衛を捕まえて、日本側にゴローニンの釈放を求めた。結果的に、一八一三年、幕府はゴローニンをロシア側に引き渡し、事件は解決した。その後、日本とロシアとの関係は平静に帰した。この事件の詳しい経緯は描くことにし、リコルドの要求に対する幕府の対応を検討する。

抑外国とあらたに通信通商を議する事は、我国の禁にして許さざる事、往年其國より長崎に来れる時、委しく曉諭せしむか如し、我国の浦々はいふに及ばず、蝦夷島島においても、異邦の船見ゆる時は、銃丸を以て打払ふ事、是我国の銳厳にして違ふ事なし^{*35}。

松前奉行がリコルドに与えた諭書の内容である。ここから分かるのは、外国と通信・通商の事を議論することは日本の国禁であり、異国船が来たら、蝦夷地でも打ち払うことが日本の国法であるということである。

一七九二年（寛政四）のラクスマンの来日によって、日本とロシアとの公式交渉が始まった。日本のロシアに対する交渉はラクスマンに与えた「国法書」、一八〇四年レザノフに与えた「教諭書」に続き、二〇年後の一八一三年のリコルドへの答えは、以前の国法を祖法として位置づけている。ロシアとの交渉で分かるように、日本は「鎖国」を国法、祖法とすることによって、その对外関係を確定、確認することになった。一七世紀に形成された日本の对外関係は、一八世紀末まで持続した。ロシアの登場により、日本の对外関係が問われるようになり、日本はロシアとの紛争を通して、新たな对外関係の枠を造ることがなく、

今までの对外関係、いわゆる通信・通商の関係を国法、祖法化することによって、日本の对外関係の「鎖国祖法」の「伝統」を造ったと言うことができるだろう。幕末のペリー来航後、幕府役人が堅持した日本と外国との関係の在り方である「鎖国之法」は、直接的にはここに由来するだろう。

おわりに

一八世紀末ごろから一九世紀初めにかけて、日本を取り巻く国際状況について、まず挙げなければならないのは、ロシアの蝦夷地への接近である。このような情勢の中で、もし蝦夷地のアイヌ民族がロシア人と結びついて、蝦夷地が奪われることがあれば、日本としての体面と存立が危うくなる。今までの政策どおりに、蝦夷地を松前藩に任せると、アイヌの気持ちがロシアになびきかねない。このようにロシアの蝦夷地接近を危険視した結果、幕府は一八〇七年に蝦夷地を上知した。また、上知した蝦夷地のアイヌ人を撫育することで、蝦夷地の防備は安全なものになると幕府は考えた。ロシアの外圧という国家レベルの对外的危機への対応は、幕府にとって一義的なものであった。しかし、ロシアとの交渉で明確になった「鎖国」を祖法視する動きは、その後の日本の对外関係の枠を決めた点で注目に値する。

日本とロシアとの緊張関係は、一八一〇年代に安定化に向かい、幕末まで日露間には衝突がなかった。一八〇二年に上知した東蝦夷地も、一八二一年に再び松前藩領になった。ロシアとの関係が、幕府の蝦夷地政策を左右する一番大きな要素であったと言えよう。

一八世紀後半から日本を取り巻く国際環境と日本の对外政策は、上述のようなものであった。ではその中で知識人たちは、何を考え

ていたのかについては、別の課題とする。この時期の特徴を指摘しておくと、西洋諸国との通交、通信や通商の可否が問題であり、西洋の軍事、科学などに対する関心が見られる

一方、同時代の隣国の朝鮮・中国への関心が薄れていく。日本人の対外認識の主軸は、隣接諸国との関係から西洋諸国との関係に移ったと言えよう。

〔注〕

- * 1 深谷克己「一八世紀後半の日本」(朝尾直弘他編『岩波講座日本通史』(岩波書店、一九九五) 第一四巻、四頁参照。)
- * 2 レフ・ペルグ著・小場有米訳『カムチャツカ発見とペーリング探検』、第一三章、竜吟社、一九四六、一五六頁。
- * 3 詳しくは、工藤平助『赤蝦夷風説考』(寺沢一・和田敏明・黒田秀俊編 北方未公開古文書集成 三、『赤蝦夷動静』、叢文社、一九七八、三〇頁を参照されたい。)
- * 4 『通航一覧』卷二七三、露西亞國部一、(『通航一覧』第七卷 国書刊行会、一九六六(複刻版)、八一頁。)
- * 5 高野明『日本とロシア』、紀伊国屋新書、一九九四、二〇頁。
- * 6 『通航一覧』卷二七四、露西亞國部二、(『通航一覧』第七卷 国書刊行会、一九六六(複刻版)、九四~九五頁。)
- * 7 『通航一覧』卷二七四、露西亞國部二、(『通航一覧』第七卷 国書刊行会、一九六六(複刻版)、九五頁。)
- * 8 『通航一覧』卷二七四、露西亞國部二、(『通航一覧』第七卷 国書刊行会、一九六六(複刻版)、九三頁。)
- * 9 『通航一覧』卷二七七、露西亞國部五、(『通航一覧』第七卷 国書刊行会、一九六六(複刻版)、一二八頁。)
- * 10 『通航一覧』卷二七七、露西亞國部五、(『通航一覧』第七卷 国書刊行会、一九六六(複刻版)、一二八頁。)
- * 11 高野明『日本とロシア』 紀伊国屋書店、一九九四、一五〇頁より引用。
- * 12 工藤平助『赤蝦夷風説考』、(寺沢一・和田敏明・黒田秀俊編『北方未公開古文書集成』三、『赤夷動靜』、叢文社、一九七八、三十頁。)
- * 13 詳しくは藤田覚「近世後期の情報と政治－文化年間日露紛争を素材として」『東京大学日本史研究室紀要』第四号、二〇〇〇、四九頁参照。
- * 14 『通航一覧』卷二九二、露西亞國部二十、(『通航一覧』第七卷 国書刊行会、一九六六(複刻版)、三一四~三一五頁。)

- * 15 『通航一覧』卷二七三、露西亞國部一、(『通航一覧』第七卷 国書刊行会、一九六六(複刻版)、八一頁。)
- * 16 工藤平助『赤蝦夷風説考』上巻「赤蝦夷風説之事」、(寺沢一・和田敏明・黒田秀俊編『北方未公開古文書集成』三、『赤夷動靜』、叢文社、一九七八、三一頁。)
- * 17 工藤平助『赤蝦夷風説考』上巻「赤蝦夷風説之事」、(寺沢一・和田敏明・黒田秀俊編『北方未公開古文書集成』三、『赤夷動靜』、叢文社、一九七八、三二頁。)
- * 18 工藤平助『赤蝦夷風説考』上巻「赤蝦夷風説之事」、(寺沢一・和田敏明・黒田秀俊編『北方未公開古文書集成』三、『赤夷動靜』、叢文社、一九七八、三四頁。)
- * 19 工藤平助『赤蝦夷風説考』上巻「赤蝦夷風説之事」、(寺沢一・和田敏明・黒田秀俊編『北方未公開古文書集成』三、『赤夷動靜』、叢文社、一九七八、三六頁。)
- * 20 工藤平助『赤蝦夷風説考』上巻「赤蝦夷風説之事」、(寺沢一・和田敏明・黒田秀俊編『北方未公開古文書集成』三、『赤夷動靜』、叢文社、一九七八、三六頁。)
- * 21 工藤平助『赤蝦夷風説考』上巻「赤蝦夷風説之事」、(寺沢一・和田敏明・黒田秀俊編『北方未公開古文書集成』三、『赤夷動靜』、叢文社、一九七八、三五頁。)
- * 22 この点について大石慎三郎は「田沼の蝦夷地調査は、鎖国体制を立て直すためではなく、むしろ逆に、実質的開国に持ち込もうという意図のもとに行われている」と指摘している。(大石慎三郎『將軍と側要人の政治』、講談社、一九九五、二二〇頁)。少なくとも、この蝦夷地開発策は、それまで幕府-松前-蝦夷地の関係、すなわち蝦夷地を異域としての「海禁体制」の枠からはみだしたものである。その後の幕府が取った立場と違うものであると言える。
- * 23 松平定信『宇下人言・修行録』 岩波書店、一九七五、一四五頁。
- * 24 最上徳内「蝦夷國風俗人情之沙汰」中「手習之事」『日本庶民生活資料集成』四、三一書房、一九六九、四五七頁。

- *25 松平定信『宇下人言・修行録』岩波書店、一九七五、一七四頁。
- *26 「海防策建議書草案」(一七九七年八月)『大日本史料 近藤重藏蝦夷地關係資料』第一卷、東京大学出版会、一九八四、二頁。
- *27 「異国境御取締ニ付内密上申書草案」(一七九八年一〇月)『大日本史料 近藤重藏蝦夷地關係資料』第一卷、東京大学出版会、一九八四、四三頁。
- *28 羽太正養「休明光記」附錄卷之二、『新撰北海道史』第五卷、一九三六、五九八頁。
- *29 羽太正養「休明光記」附錄卷之一、史料一〔十〕、『新撰北海道史』第五卷、一九三六、五四八頁。
- *30 松平定信『宇下人言・修行録』、岩波書店、一九七五、一六七頁。
- *31 松平定信『宇下人言・修行録』、一七六頁。
- *32 藤田覚 前掲『松平定信』、二一〇頁。
- *33 『通航一覽』卷二八二、露西亚国部十、(『通航一覽』第七卷 国書刊行会、一九六六(複刻版)、一九二~一九三頁。)
- *34 『『通航一覽』卷二九三、露西亚国部二三、(『通航一覽』第七卷 国書刊行会、一九六六(複刻版)、三六八頁。)
- *35 『通航一覽』卷三一二、露西亚国部四十、(『通航一覽』第八卷、国書刊行会、一九六六(複刻版)、七〇~七一頁。)